

## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

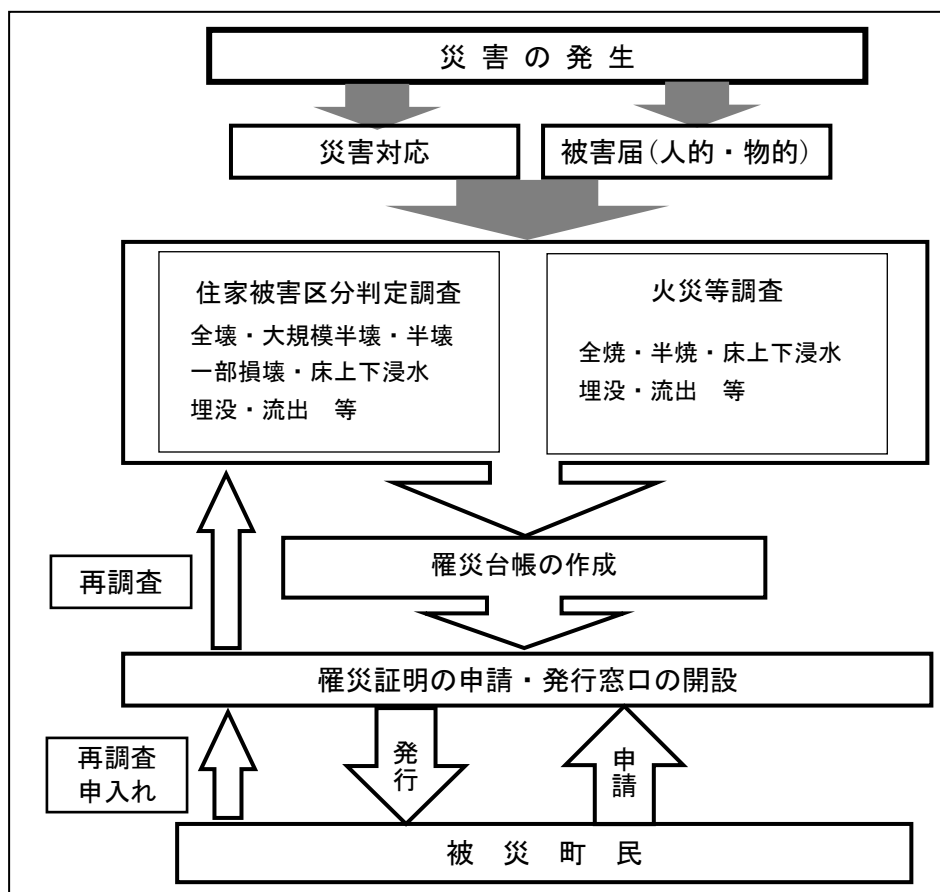
## 第2節 被災者生活再建支援

被災者の生活再建を支援するために、罹災証明を発行し、住宅の確保に関しては迅速かつ適正な対応を図る。

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、浦幌町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

### ■罹災証明発行手順



※発行にあたっての日程は、火災・救助等の現場活動が終息した時点 considering して発行日を設定する。

## 第1 被災者台帳の作成

### (1) 被災者台帳の作成

浦幌町は、被災者への援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や各種支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

#### <被災者台帳記録事項>

|  |   |
|--|---|
| ・ 氏名<br>・ 生年月日<br>・ 性別<br>・ 住所又は居所<br>・ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況<br>・ 援護の実施状況<br>・ 要配慮者の場合は、その旨及び要配慮者に該当する事由<br>・ 電話番号その他連絡先<br>・ 世帯の構成<br>・ り災証明書の交付状況 | ・ 町長が台帳情報を町外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先  |
|  | ・ 上記の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及び日時  |
|  | ・ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 |
|  | ・ その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項   |

### (2) 被災者台帳の利用

被災者台帳の作成において、庁内で保有している被災者の氏名や被災その他の被災者情報を庁内で利用することが出来る。また、被災者台帳情報の提供について北海道や他の市町村から申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

### 第3節 経済復旧支援

経済復旧支援は、北海道及び浦幌町並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

#### 第1 財政対策

北海道及び浦幌町並びに防災関係機関並びに金融機関等は協力して、災害復旧に関する相談窓口を開設し、災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立直りを期すため、被災者生活再建支援法等各種応急金融制度による支援を検討し、被災者の復興活動を援助するものとする。

## 第4節 災害復旧計画

### 第1 実施責任

浦幌町及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

### 第2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- カ 公園

#### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

#### (3) 都市施設災害復旧事業計画

#### (4) 上水道災害復旧事業計画

#### (5) 住宅災害復旧事業計画

#### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

#### (8) 学校教育施設災害復旧事業計画

#### (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

#### (10) その他災害復旧事業計画

### 第3 災害復旧予算措置

---

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

### 第4 激甚災害に係る財政援助措置

---

著しく激甚である災害が発生した場合には、北海道及び浦幌町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

